**労働者派遣個別契約書**

　派遣先たる株式会社○○○○（以下「甲」という。）と派遣元たる○○○○株式会社（以下「乙」という。）とは、甲乙間の〇〇〇〇年　〇月　〇日付で締結した労働者派遣基本契約に基づき、以下のとおり労働者派遣個別契約を締結する。

１．従事業務の内容

　　プレゼン用資料、会議用資料等の作成　（令第４条第１項第３号に該当）

２．責任の程度

　　サブリーダー（部下３名、リーダー不在の間における緊急対応が週１回程度有）

３．派遣人員

　　１名

４．就業する事業所の名称、所在地、就業場所

株式会社○○○○

　　東京都渋谷区○○町１－２－３

５．組織単位

　　総務部総務課（総務課課長）

６．指揮命令者

　　総務部総務課庶務係係長　○○　○○

７．派遣期間

　　〇〇〇〇年　４月　１日から〇〇〇〇年　９月３０日

８．就業日

　　月曜日から金曜日

９．就業時間

　　９時００分から１７時３０分まで

１０．休憩時間

　　１２時００分から１３時００分まで

１１．時間外労働及び休日労働

　　甲は、次の範囲内において、乙の就業規則の定めるところにより、時間外労働及び

休日労働を命ずることができる。

（１）時間外労働　　１日５時間、１ヶ月４５時間、１年３６０時間の範囲内

（２）休日労働　　　１ヶ月２日の範囲内

１２．安全及び衛生

　　　法令上の責任分担は、労働者派遣法第４４条ないし第４７条の３によるものとし、その詳細は、甲及び乙の安全衛生規程等に定めるところによる。

１３．派遣労働者の福祉増進のための便宜供与

　　　甲は、乙の派遣労働者に対し、食堂、更衣室、レクリエーション施設等の施設又は設備について、利用することができるよう便宜供与することとする。

１４．派遣労働者からの苦情の処理

（１）苦情の申出を受ける者

　　　甲：○○　○○（○○課係長）Tel：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

　　　乙：○○　○○（○○課主任）Tel：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

（２）苦情処理方法、連携体制等

　①　甲における（１）記載の者が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣先責任者へ連絡することとし、当該派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

　②　乙における（１）記載の者が苦情の申出を受けたときは、直ちに派遣元責任者へ連絡することとし、当該派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

　③　甲及び乙は、各々自社内でその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

１５．労働者派遣契約解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用安定を図るための措置

（１）労働者派遣契約の解除の事前の申入れ

甲は、専ら甲に起因する事由により、労働者派遣契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。

（２）就業機会の確保

甲及び乙は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない労働者派遣契約の解除を行った場合には、甲の関連会社での就業をあっせんする等により、当該労働者派遣契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

（３）損害賠償等に係る適切な措置

①　甲は、甲の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い乙が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた次の損害の賠償を行わなければならないこととする。

　ⅰ　乙が当該派遣労働者を休業させるとき

休業手当に相当する額以上の額

ⅱ　乙がやむを得ない事由により当該派遣労働者を解雇するとき

甲による解除の申入れが相当の猶予期間をもって行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは３０日分以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が３０日に満たないときは当該解雇日の３０日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額

②　甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。

③　甲及び乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

（４）労働者派遣契約解除の理由の明示

甲は、労働者派遣契約の契約期間が満了する前に労働者派遣契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、労働者派遣契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

１６．派遣先責任者

　　　○○　○○

１７．派遣元責任者

　　　○○　○○

１８．派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置

甲は労働者派遣契約の終了後に当該派遣労働者を雇用する場合は、その雇用する意思を事前に乙に通知するものとする。

１９． 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限定するか否かの別

協定対象派遣労働者に限定しない。

２０．派遣労働者を無期雇用派遣労働者または６０歳以上の者に限定するか否かの別

無期雇用派遣労働者または６０歳以上の者に限定しない。

２１．特記事項

（１）甲及び乙は、派遣労働者に係る個人情報の保護に留意しなければならない。

（２）乙及び派遣労働者は、甲及び取引先その他の関係先の営業秘密並びに甲の役員、従業員及び取引先その他関係者の個人情報の不当な漏洩、開示、利用等をしてはならない。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名捺印の上、各１通を保有する。

〇〇〇〇年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　乙　：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（許可番号：派－　　　　　　　　　　　　　）